

町長へこんにちは！

障がい克服し自立した生活が表彰されました

【第41回愛知県心身障害児（者）福祉大会 表彰報告】

令和5年12月2日㊤に第41回愛知県心身障害児（者）福祉大会で表彰が行われました。

この表彰では、心身の障がいを克服して自立更生をされた人や、更生援護に功績のあった方を称えて贈られるもので、幸田町手をつなぐ育成会会員の市川聡さん（久保田区）が表彰を受け、その報告のため、1月24日㊤に町長を訪れました。

市川さんは障がいを克服し、44年間自炊をしながら企業などに勤め、自立した生活を立派に続けたため他の模範となることを表彰されました。



報告する市川さん

ありがとうございます



左：岡崎支社 岡崎営業所長 楠見公則さん

福祉の増進に向けた寄附金をいただきました

【寄附受納式】

1月24日㊤に明治安田生命保険相互会社から、地域の活性化等に取り組む「地元の元気プロジェクト」の一環として、本町の社会福祉の向上や地域福祉の推進に向けた「福祉の増進」などに役立てるため、523,000円を寄附したいとの申し出があり、寄附受納式を行いました。寄附金は福祉に活用します。

えこたんの E・COナビ



本年3月に見直しをした一般廃棄物処理基本計画内に『食品ロス削減推進計画』を策定しました。

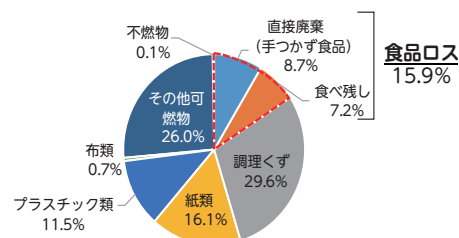
食品ロスとは本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことを指します。本計画内では、町の食品ロスに対する課題、食品ロスを減量するための方針などを設定しています。

町では、令和5年7月に家庭から出された燃やすごみを調査したところ、約15.9%が本来食べられるはずの食品ロスであることが分かりました。食品ロスの発生は、食品そのものが無駄となるだけでなく、その生産から廃棄までに用いられた多くの資源やエネルギーの無駄にもつながるものです。

この計画では次の基本方針を設定し、食品ロス削減の取組を進めます。

皆さん一人ひとりの「もったいない」という意識で食品ロスを抑えることができます。ご協力をお願いします！

食品ロス削減推進計画を 策定しました！



令和5年7月調査 燃やすごみに占める食品ロス

基本方針1

食品ロス発生を抑制する意識向上の促進

基本方針2

食品ロスの実態調査および調査・研究の推進

問合せ 環境課 ごみ対策グループ（内線274） FAX63-5169





新エネルギーシステム設置費と次世代自動車購入費を補助します

◎新エネルギーシステム設置費補助金

補助対象システム

システム名	システムの概要
住宅用太陽光発電施設	住宅において太陽電池を利用して電気を発生させる設備およびこれに付属する設備
家庭用エネルギー管理システム (H E M S)	電力使用量などを自動で実測し、機器の電力使用量などを調整・制御できるシステム
燃料電池	燃料電池ユニット、貯湯ユニットなどから構成され、都市ガス、L P ガスなどを利用して発電し、発電時の排熱を給湯などに利用できるシステム
蓄電池	リチウムイオン蓄電池および電力変換装置を備え、電力を蓄えることや停電時などに蓄えた電力を活用することができるシステム
電気自動車等充給電設備 (V 2 H)	電気自動車などへの充電および住宅への電力の供給が可能なシステム
高性能外皮など	Z E Hに必要な要件を満たす高断熱外皮、空調設備、給湯設備 (エネファームを除く) および換気設備
断熱窓	既存の住宅の窓に対し、内窓の取付けや外窓の交換またはガラスの交換を行い、断熱性の高い窓に改修するもの
太陽光発電連動機能付ヒートポンプ給湯機	太陽光発電と連動し、おもに昼間の太陽光発電の電力を利用し、おもに昼間時間帯に沸き上げ運転を行うもの (通常のエコキュートとは異なります)
太陽熱利用システム	給湯、暖房または冷房に供給する温水、温風または冷風を発生させるのに太陽熱を利用するシステム

補助金額

単独設置 (下記システムを単体で設置)

システム名	補助金額
家庭用エネルギー管理システム (H E M S)	1 万円
燃料電池	10 万円
蓄電池	10 万円
電気自動車等充給電設備 (V 2 H)	5 万円
太陽熱利用システム (自然循環型)	1 万 5,000 円
太陽熱利用システム (強制循環型)	3 万円

一体的導入 (下記システムを同時に設置)

システム名	補助金額
住宅用太陽光発電施設 + H E M S + 蓄電池	16 万 2,800 円
住宅用太陽光発電施設 + H E M S + 高性能外皮 (Z E H)	16 万 2,800 円
住宅用太陽光発電施設 + H E M S + V 2 H	11 万 2,800 円
住宅用太陽光発電施設 + H E M S + 断熱窓	12 万 2,800 円
住宅用太陽光発電施設 + 太陽光発電連動機能付ヒートポンプ給湯機	6 万 2,800 円

◎次世代自動車購入費補助金

次世代自動車の概要および補助金額

自動車の種類	自動車の概要	補助金額
燃料電池自動車 (F C V)	燃料電池によって駆動される電動機を原動機とする四輪以上の自動車	車両本体価格の10分の1 (千円未満切捨て) ただし、以下を上限とする 個人: 30 万円 事業者: 30 万円
電気自動車 (E V)	電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を有さない四輪以上の自動車	車両本体価格の10分の1 (千円未満切捨て) ただし、以下を上限とする 軽自動車 個人: 5 万円 事業者: 5 万円 軽自動車以外 個人: 10 万円 事業者: 10 万円
プラグインハイブリッド車 (P H V)	外部電源からの充電を可能とした内燃機関およびエネルギー回生機能を有する四輪以上の自動車	車両本体価格の10分の1 (千円未満切捨て) ただし、以下を上限とする 個人: 10 万円 事業者: 10 万円

申請の受付件数には限りがあり、先着順となります。申請方法や補助金交付条件などの詳細は町ホームページをご覧ください。

問合せ 環境課 環境保全グループ (内線 272) FAX 63-5169





森林環境税について

森林環境税は、温室効果ガス排出目標の達成や災害防止などを図るための森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する目的で、令和元年度税制改正により創設された国税です。森林環境税は国から県と町へ分配され、森林整備やその促進につながるような費用に使われます。

令和6年度から国内に住所のある個人に対して、個人町民税・県民税均等割と併せて1人年額1,000円が賦課徴収されます。

均等割と森林環境税の税額

	令和5年度まで	令和6年度以降
森林環境税（国税）	—	1,000円
町民税均等割	3,500円	3,000円
県民税均等割	2,000円	1,500円
合計	5,500円	5,500円

* 令和5年度まで、個人の町・県民税は東日本大震災からの復興に係る防災のための財源とするため、町民税500円、県民税500円がそれぞれ加算されています。また、県民税の均等割額は「あいち森と緑づくり税」として500円加算されています。

林環境税がかからない人は以下のとおりです。

- 1 同一生計配偶者、扶養親族がない場合
前年の合計所得金額が38万円以下の人
- 2 同一生計配偶者、扶養申告がある場合
前年の合計所得金額が28万円×人数（本人+同一生計配偶者+扶養親族（16歳未満の扶養親族を含む））+26.8万円
- 3 生活保護法によって生活扶助を受けている人
- 4 障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の人

問合せ 税務課 町民税グループ(内線161) FAX56-6218



生ごみ処理容器等購入費補助金について

一般家庭から出される生ごみを減量・堆肥化する処理容器（コンポスト）や処理機（電気式）を購入・設置された人に対し、補助金を交付します。

対象者

町内在住で、生ごみ処理容器または処理機を町内に設置する人

* 町税を滞納していないこと

補助内容

購入金額の2分の1（100円未満端数切捨て）

補助限度額は、処理容器1基：6,000円、処理機1基：5万円

1世帯につき処理容器は2基、処理機は1基まで

* この補助金を利用して設置した生ごみ処理容器や処理機が7年を経過し、損傷などで買い替える場合は、再度、補助金を活用することができます。

申請方法

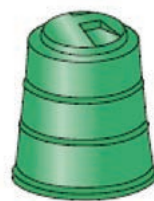
購入日から60日以内に申請書を環境課（役場2階15番窓口）へ提出してください。

* 領収書など添付

申請の受け付けは、予算の範囲内で先着順となります。

詳細は町ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

問合せ 環境課 ごみ対策グループ（内線273） FAX63-5169



処理容器(コンポスト)



処理機(電気式)

12 つくる責任
つかう責任





後期高齢者医療保険料の保険料率などが改定されます

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としており、この期間の医療給付費などの財源に充てるため、保険料率などが改定されます。

保険料率の改定について

令和4、5年度	所得割率9.57% 均等割額49,398円	➡	令和6、7年度	所得割率11.13% ^{*1} 均等割額53,438円
---------	--------------------------	---	---------	---

保険料の計算方法

保険料は、被保険者の所得に応じて負担する「①所得割額」と、被保険者全員が等しく負担する「②被保険者均等割額」を合計して、個人単位で計算されます。

①所得割額 (所得金額－基礎控除額 ^{*2}) ×所得割率11.13% ^{*1}	+	②被保険者均等割額 被保険者一人あたり 53,438円	=	保険料(年額) (限度額80万円 ^{*3}) 100円未満切捨て
---	---	-----------------------------------	---	--

賦課限度額の改定について

令和5年度まで 66万円	➡	令和6年度から 80万円(73万円) ^{*3}
--------------	---	----------------------------------

- *1 基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない人の令和6年度の所得割率については10.40%となります。
- *2 基礎控除額

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

- *3 令和6年度については令和6年度に新たに75歳に到達する人を除き、賦課限度額は73万円となります。

被保険者均等割額の軽減について

世帯主とその世帯にいる被保険者の所得金額の合計に応じて、被保険者均等割額が軽減されます。令和6年度から国の基準に合わせて、5割軽減、2割軽減の対象が拡大されました。

軽減割合	対象世帯の所得判定基準 (改正前)	対象世帯の所得判定基準 (改正後)
7割軽減	43万円 ^{*4}	43万円 ^{*4} (変更なし)
5割軽減	43万円＋被保険者数×29万円 ^{*5}	43万円＋被保険者数×29.5万円 ^{*6} (拡大)
2割軽減	43万円＋被保険者数×53.5万円 ^{*7}	43万円＋被保険者数×54.5万円 ^{*8} (拡大)

- *4 世帯主とその世帯にいる被保険者に給与所得者等が2名以上いる場合には43万円＋10万円×（給与所得者等の人数－1）以下の世帯
- *5 世帯主とその世帯にいる被保険者に給与所得者等が2名以上いる場合には43万円＋（29万円×世帯の被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の人数－1）以下の世帯
- *6 世帯主とその世帯にいる被保険者に給与所得者等が2名以上いる場合には43万円＋（29.5万円×世帯の被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の人数－1）以下の世帯
- *7 世帯主とその世帯にいる被保険者に給与所得者等が2名以上いる場合には43万円＋（53.5万円×世帯の被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の人数－1）以下の世帯
- *8 世帯主とその世帯にいる被保険者に給与所得者等が2名以上いる場合には43万円＋（54.5万円×世帯の被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の人数－1）以下の世帯

令和6年度の保険料額決定通知書は、7月中旬頃に送付します。

問合せ 保険医療課 医療グループ(内線144) FAX63-5334



国民年金保険料の学生納付特例の申請のお知らせ

学生本人の前年所得が一定額以下の場合、在学期間中の国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。この制度を利用すると、4月から翌年3月までの保険料の支払いが猶予され、10年以内であれば後払い（追納）できます（納付猶予の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に後払いをする場合は、当時の保険料に一定の金額が加算されます）。この制度の適用を受けるには、申請が必要です。

学生納付特例の申請対象期間と審査所得の関係

*令和6年4月時点

区 分	申請の対象となる期間	審査の対象となる所得
令和3年度分	令和4年3月分	令和2年中所得
令和4年度分	令和4年4月～令和5年3月分	令和3年中所得
令和5年度分	令和5年4月～令和6年3月分	令和4年中所得
令和6年度分	令和6年4月～令和7年3月分	令和5年中所得

申請時の注意点

①年度ごとに申請書の提出が必要です。

1枚の申請書で申請できるのは1年度分です。

②過去の所得で審査します。

申請する年度に対応する前年所得（上の表を参照）に基づき審査されます。

③令和6年4月以降、速やかに申請してください。

過去の保険料の納付猶予は、申請が遅れると対象となる期間が短くなります。

*令和6年4月中に受付 ⇒ 令和4年3月分以降が対象

*令和6年5月中に受付 ⇒ 令和4年4月分以降が対象

④持ち物

学生証、基礎年金番号通知書または年金手帳、身分証明書



*令和6年度の国民年金保険料は月額16,980円です

問合せ 保険医療課 国保年金グループ(内線143) FAX63-5334
岡崎年金事務所国民年金課 ☎(0564) 23-2637



←国民年金制度の内容やメリット
などに関する動画はこちら



児童扶養手当の手当額の改定について

児童扶養手当の手当額および加算額が4月分から以下のとおり改定となります。

変更前	変更後（令和6年4月分から）
児童1人のとき 全部支給：月額44,140円 一部支給：月額44,130円～10,410円	児童1人のとき 全部支給：月額45,500円 一部支給：月額45,490円～10,740円
第2子加算額 全部支給：月額10,420円 一部支給：月額10,410円～5,210円	第2子加算額 全部支給：月額10,750円 一部支給：月額10,740円～5,380円
第3子以降加算額 全部支給：月額6,250円 一部支給：月額6,240円～3,130円	第3子以降加算額 全部支給：月額6,450円 一部支給：月額6,440円～3,230円

*次回支給予定は5月10日㊤（3月分～4月分）です。



問合せ こども課 児童育成グループ（内線134） FAX63-5334



物価高騰対応重点支援給付金 (住民税均等割のみ課税世帯・こども加算)

物価高騰による負担増で影響の大きい、住民税均等割のみ課税世帯などに対して1世帯当たり10万円を、児童（平成17年4月2日以降に生まれた人）がいる住民税非課税世帯と住民税均等割のみ課税世帯に対して児童1人当たり5万円を現金で支給します。

対象

次の要件のいずれかに該当し、国が定める基準日（令和5年12月1日）時点で住民票がある世帯です。「①と③」、「②と③」に該当する世帯はそれぞれ給付金を支給します。

*ただし、世帯員全員が住民税課税の親族等の扶養を受ける場合は対象となりません。

①住民税均等割のみ課税世帯（世帯員全員の令和5年度分住民税所得割が非課税である世帯）

町で確認ができる均等割のみ課税世帯の世帯主に4月中に「物価高騰対応重点支援給付金支給要件確認書（均等割のみ課税世帯分）」を送付します。必要事項を記入の上、返信用封筒でご返送ください。

*住民税均等割非課税世帯（世帯員全員の令和5年度分住民税非課税である世帯）は、対象世帯に該当しません。

*令和5年度分住民税の修正申告をした人がある対象世帯の世帯主には、確認書が送付されない場合がありますので、お問い合わせください。

②令和5年1月2日以降に転入された人がある住民税均等割のみ課税世帯

世帯員の中に他市町村で住民税均等割のみ課税となっている人がある世帯の世帯主は申請が必要です。申請の際には市町村が発行した「均等割のみ課税証明書」が必要です。その他必要な書類、申請受付開始日などの詳細については町ホームページをご覧ください。

*申請後の審査に時間がかかる場合がありますのでご了承ください。

③児童（平成17年4月2日以降に生まれた人）を現に監護している住民税非課税世帯と住民税均等割のみ課税世帯（世帯員全員の令和5年度分住民税所得割が非課税である世帯）

町で確認ができる非課税世帯と均等割のみ課税世帯の世帯主に「物価高騰対応重点支援給付金支給要件確認書（こども加算分）」を送付します。必要事項を記入の上、返信用封筒でご返送ください。

その他

- 本給付金の提出期限は6月28日^金となります。提出期限までに提出が無い場合は本給付金の受給を辞退したものとみなされますのでご注意ください。
- 令和5年度分住民税が確認できない場合は、住民税情報の確認ができるまで本給付金を支給できませんので住民税の申告をお願いします。

問合せ 福祉課 包括ケアグループ(内線155) FAX56-6218



在宅高齢者外出支援タクシー利用助成券を交付します

一定の条件を満たす80歳以上の人へ、タクシー利用助成券が交付されますので、希望する人は申請をしてください。

対象 町内在住で、次の①～④の全ての条件を満たす人

- ①80歳以上の人（年齢は、令和7年3月31日時点）
- ②医療・福祉・介護施設に入院や入所をしておらず、在宅で過ごしている人
- ③運転免許を受けていない人
- ④福祉タクシー料金助成券の対象者（身体障害者手帳1級から3級・療育手帳A判定またはB判定・精神障害者保健福祉手帳1級または2級保持者）でない人

助成券の内容

在宅で生活する高齢者の外出支援を目的に、タクシーを利用する場合の料金の一部を助成します。

助成額 「普通車初乗り運賃」と「普通車初乗り運賃を除く運賃（上限1,000円）」の合計額（1回1枚、16枚分）

*5月以降に申請される人は、定められた枚数分減らして交付されます。

利用開始日 4月1日から

問合せ 福祉課 包括ケアグループ(内線155) FAX56-6218



福祉タクシー料金助成券を交付します

一定の障がいがある人へ福祉タクシー料金助成券が交付されますので、希望する人は申請をしてください。

対 象 町内にお住まいで、次の手帳をお持ちの人

- ・身体障害者手帳（１級から３級）
- ・療育手帳（Ａ判定またはＢ判定）
- ・精神障害者保健福祉手帳（１級または２級）
- ＊運転免許を受けている人は対象となりません。

助 成 額 年額 ３万5,000円分まで（500円以内券 70枚）

＊５月以降に申請される人は、定められた枚数分減らして交付されます。

利用開始日 ４月１日から

持 ち 物 対象となる障害者手帳

問 合 せ 福祉課 包括ケアグループ(内線155) FAX56-6218



国民健康保険の届出は必ず14日以内にしましょう

国民健康保険の届出は、必ず14日以内に手続きを終えましょう。

	届出が必要なとき	届出に必要なもの
国民健康保険に 入るとき	町外から転入したとき	—
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書（事業主等の押印が必要）
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	扶養からはずれた証明書（事業主等の押印が必要）
	子どもが生まれたとき	—
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
国民健康保険を やめるとき	町外へ転出するとき	国民健康保険証
	職場の健康保険に入ったとき	国民健康保険証、職場の健康保険証または証明書
	死亡したとき	国民健康保険証、喪主（葬祭を行った人）の預金通帳、会葬礼状や領収書などで喪主の確認ができるもの
	障がいにより後期高齢者医療制度に入るとき	国民健康保険証
	生活保護を受けるようになったとき	国民健康保険証、保護決定通知書
そのほか	町内で住所が変わったとき	国民健康保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	
	修学のため町外へ転出するとき	国民健康保険証、在学証明書または学生証
	施設入所のため町外へ転出するとき	国民健康保険証、入所の確認ができるもの
	国民健康保険証をなくしたとき	—

＊届出には、この表に掲げるもの以外に、手続きをする人の運転免許証など本人確認ができるものと、対象となる人および世帯主のマイナンバーカードなどマイナンバー（個人番号）が確認できるものをご持参ください。

＊高齢受給者証、限度額適用認定証などをお持ちの人は手続きのときにご持参ください。

＊別世帯の人が手続きをする場合は委任状が必要です。

問合せ 保険医療課 国保年金グループ(内線141) FAX63-5334



あなたの家は大丈夫ですか？

1月1日に石川県で最大震度7の地震により多数の建物が倒壊しました。愛知県でも大規模な地震がいつ発生してもおかしくありません。旧基準で建てられた木造住宅（昭和56年5月31日以前の建物）については地震による倒壊など甚大な被害を受けている建物が多く、耐震性が不十分であることが心配されます。

命を守るために少しでも家を強くすることを考えてみませんか。

受けてみませんか？ 木造住宅無料耐震診断

以下の項目のすべてに該当する場合は、無料でご自宅の耐震診断が受けられます。

- ☐：昭和56年5月31日以前に建築された住宅であること
- ☐：木造2階建て以下で在来軸組構法または伝統構法であること
- ☐：現に居住しており就寝する部屋があること



都市計画課の窓口にて申し込みますので、ぜひお申し込みください。

診断の結果は判定値で表され、地震に対する強さの目安は次のとおりです。

判定値の基準

震度 判定値	5弱	5強	6弱	6強	7	無被害	ほぼ無被害
1.3	無被害	無被害	小破	中破	大破	小破	継続使用可・軽微な補修要
1	無被害	小破	中破	大破	倒壊	中破	多くの場合避難生活・かなりの修復費用が発生
0.7	小破	中破	大破	大破	倒壊	大破	避難生活・修復困難
0.4	小破	大破	倒壊	倒壊	倒壊	倒壊	命を落とす危険性大

補助金を活用して自宅の耐震化を！

判定値が1.0以上であれば大きな地震の際にも倒壊しないとされています。

判定値が1.0に満たなかった場合は、1.0以上となるように補助金を活用しながら耐震補強を進めましょう。

耐震改修工事費補助

判定値を1.0以上に向上させる耐震改修工事費に対し**最大120万円**を補助します。



まずは命を守る減災化

判定値が0.4以下で倒壊の危険性がより高い住宅に対しては、耐震改修以外にも補助をしています。

耐震シェルター整備費補助

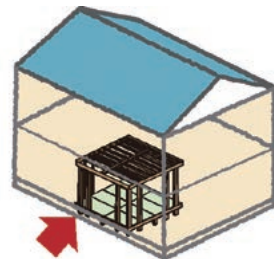
住宅内に耐震シェルターを整備する費用に**最大30万円**を補助します。

シェルター内であれば大きな地震時にも倒壊せず命は助かります。

除却工事費補助

危険と判定された住宅の除却工事費に**最大30万円**を補助します。

耐震改修費用が高額となってしまう場合には除却して建て替えもご検討ください。



災害は待ってはくれません！

できるときにできることから防災対策を始めよう！



留意事項

必ず工事着手（契約）前に交付申請をして、交付決定を受けてください。（着手後の申請は受け付けできません）

その他の要件などについては、事前に都市計画課までご相談ください。受付は12月末日、完了は令和7年2月末日期限です。

問合せ 都市計画課 計画整備グループ(内線221) FAX63-5129



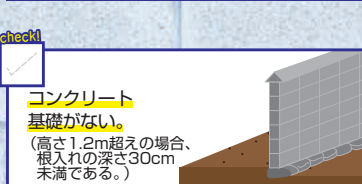
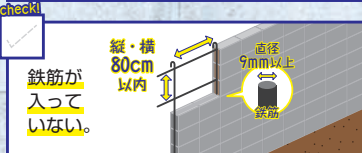
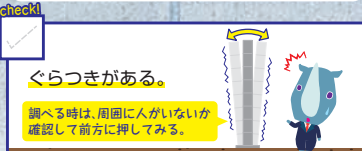
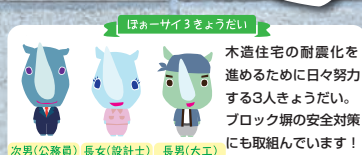
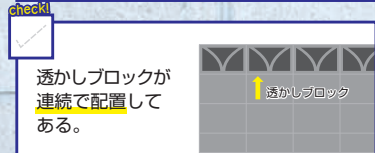
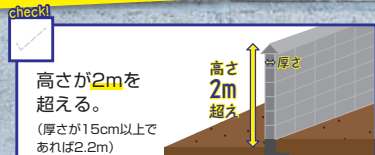
今一度ブロック塀などの安全点検をお願いします！

平成30年6月18日大阪北部を震源とする地震により組積造やコンクリートブロック造の塀が倒壊し、登校中の女児を含む2人が倒壊した塀により命を落とす事故が発生しました。

ブロック塀の点検をしよう！

みなさんの周りにあるブロック塀は、見かけはしっかりしていても安全性に欠けるものがたくさんあります。危険なブロック塀をなくすよう、ブロック塀の自己点検を行いましょう。
※わからない項目については専門家に相談しましょう。 ☒ チェックしてみよう！

ひとつでも該当していれば、安全性に欠けると考えられるため、改善等を行う必要があるよ！



【ブロック塀安全点検票】

危険なブロック塀などの撤去費用の補助制度

点検の結果、危険と思われる場合には、補助制度の活用も検討しつつ安全対策をよろしくお願いします。

補助対象工事

道路面からの高さが1メートルを超える、または擁壁上からの高さが60センチを超えるブロック塀などのうち、道路などの公共施設に面する部分の全てを撤去する工事

補助対象金額

- ①と②を比較し少ない額の2分の1以内かつ上限10万円
- ①対象となるブロック塀などの撤去に要する費用(見積額)
- ②対象となるブロック塀などを撤去する長さ(メートル)×1万円

留意事項

必ず工事着手(契約)前に交付申請をして、交付決定を受けてください。(着手後の申請は受け付けできません)

その他の要件などについては、事前に都市計画課までご相談ください。受付は12月末日、完了は令和7年2月末日期限です。

問合せ 都市計画課 計画整備グループ(内線221) FAX63-5129

その後、通学路を中心としたブロック塀などの安全点検の呼びかけを進めてきましたが、依然として危険と思われるブロック塀が町内各所に見受けられます。点検票を参考にご自宅のブロック塀などのチェックをお願いします。



ご存知ですか？

ブロック塀には法律で定められた基準があります。

ブロック塀の安全性の確保は所有者の責任です。





災害時相互応援協定に基づく石川県内灘町への支援活動について

1月1日㊤に発生した令和6年能登半島地震によって被災した石川県内灘町の被災者に対し、災害時相互応援協定に基づき、2月10日㊤から2月12日㊤に町内企業および団体の協力のもと、支援活動を行いました。

被災者へクレープとおしるこの提供

金星工業株式会社の協力のもと、クレープとおしるこの炊き出しを行いました。炊き出しは避難所にもなっている展望温泉はのぼの湯で行い、避難者や浴場を利用してきた内灘町民らに2日間でクレープとおしるこ各300食を振る舞いました。



クレープを提供する様子



内灘町の皆さん



炊き出しを行った金星工業株式会社の皆さん

被災者へ温かいカレーを提供

町商工会、NPO法人ふれあい工房たん（石川県金沢市）、NPO法人愛知ネット（愛知県安城市）の協力のもと、カレーの炊き出しを行いました。

炊き出しを行った西荒屋小学校付近では、液状化により未だに水道、下水道の利用ができない状況であり、被災した自宅で生活している人たちや週末に自宅の片付けを行っている人たちに温かいカレー300食を提供しました。



カレーを提供する様子



炊き出しを行った皆さん

問合せ 防災安全課 安全テラスグループ(内線373) FAX63-5139
企業立地課 立地推進グループ(内線341) FAX63-5139



町内事業所がこうした健康応援事業 『健康づくり出前講座』を活用!

町内事業所3か所で「健康づくり出前講座」を実施しました。

ミッドランド税理士法人(幸田事務所)では、職業柄座り仕事が多く、新たな運動機会の設定のため、「働く世代のストレッチ」の講座を受講されました。

幸田町教育研究会(事務部会)では、学校における業務が多様化する中、仕事と生活の質や業務の効率に強い「睡眠」に着目され、「働く世代は休養も大切!睡眠改善講座」を受講されました。

矢作産業株式会社では、体の健康だけでなく、心の健康にも目を向けて心身ともに健康に働けるよう職員の勉強機会として「働く世代のメンタルヘルス」の講座を受講されました。

3事業所とも真剣な講座受講の様子・参加者の声から健康意識の高さ、積極的に健康増進に取り組まれている様子が伺えました。

この春、事業所の「健康経営」始めませんか?

全国健康保険協会(協会けんぽ)愛知支部と連携して、町内事業所が「健康経営® *」に取り組みやすいように、協会けんぽの「健康宣言」に、町の健康づくり支援メニューを加えた「Wチャレンジ」を実施しています。健康経営にご興味がある事業所は、お気軽にご相談ください。協会けんぽに、ご加入でない事業所も町の健康づくり支援メニューをご利用いただけます。

*「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

こうした健康応援事業「健康づくり出前講座」 (健康づくり支援メニュー)

町内の事業所が、健康経営の観点から健康づくりに取り組んでいけるよう、無料で健康講座の講師を派遣し、健康づくりを支援します。

内 容 出前講座メニュー(詳細は、町ホームページに掲載)の中から、希望講座を選択いただき健康講座を開催します。所要時間や場所については、希望に応じます。

対 象 開催にあたり、10人以上参加できる事業所

講 師 保健師、管理栄養士、健康運動指導士など

費 用 無料

その他 同一事業所による申し込みは年1回とします。

申 込 み 講座を希望する日の2カ月前までに健康課 健康増進グループ(内線182)へお申し込みください。

FAX(0564)62-8217



ミッドランド税理士法人での様子



幸田町教育研究会での様子



矢作産業株式会社での様子



←町ホームページはこちら



産婦健康診査が2回になります。

対 象 町に住民登録のある人で、4月1日以降に産婦健康診査2回目を受診される人

助成内容 産後8週以内(出産の翌日から56日間)に受けた産婦健康診査2回分 上限5,000円

その他 4月1日以降に母子健康手帳を交付する人は交付時にお渡しします。既に母子健康手帳の交付を受け4月1日以降に産婦健康診査の2回目を受診される人は受診票を郵送します。

問 合 せ 健康課 母子保健グループ(内線184) FAX62-8217



狂犬病予防注射を受けましょう

あなたが飼っている愛犬は、法令により、毎年4月1日から6月30日の間に、狂犬病予防注射を受けることになっています。予防注射を受けるときは、必ず、案内はがき（令和6年度 狂犬病予防注射実施・登録確認通知書）を持参してください。

町の集合注射の実施日程は、町ホームページまたは案内はがきをご覧ください。

*都合の悪い人は、動物病院で受けることもできます。

対 象 生後91日（3カ月）以上の犬

費 用 注射のみ：3,500円

*登録していない犬は、登録料3,000円が別途かかります。



←町ホームページはこちら

そのほか

- フンの後始末を！ 道路や公園はみんなのものです。フンは必ず持ち帰り、飼い主の責任で片付けましょう。
- 犬が死亡、いなくなったときは、環境課へご連絡ください。
- 飼い主を見つける手掛かりになりますので、鑑札や注射済票を首輪に付けましょう。
- マイクロチップが装着されている犬を飼い始めた場合や、飼い犬にマイクロチップを装着した場合は、30日以内に飼い主情報を登録しましょう。

問合せ 環境課 環境保全グループ(内線272) FAX63-5169



幸田町シニア・シルバー世代サポートセンターの 無料職業相談所が4月1日から移転しました

旧事務所の坂崎から「幸田町生涯現役館（旧 幸田町高齢者ふれあいプラザ）」に移転しました。

• 移転先：☎444-0123 上六栗字堀合41番地1



無料職業相談所は厚生労働大臣の許可を得て、就職・起業支援やボランティア活動の紹介などを実施しています。求人先事業所の紹介は岡崎ハローワークと連携し、同じ求人情報を共有しての紹介が可能ですので、求職希望の人はご連絡をお願いします。

また、求人募集の事業所におきましても無料で求職の人をご紹介しますので、ご連絡をお待ちしています。詳しくはホームページをご覧ください。

問合せ 幸田町シニア・シルバー世代サポートセンター 無料職業紹介所
☎(0564)73-0050（平日午前8時30分～午後5時15分）



←ホームページはこちら



教育委員会の活動について点検・評価を行いました

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、令和4年度の活動内容について点検・評価を行いました。

就学援助事業

事業の概要

経済的な理由によって就学困難な児童または生徒の保護者に対し、義務教育の円滑な教育の機会均等のため、学用品費、給食費、修学旅行費などの援助を行う。

外部評価委員会評価

就学に必要な経費を補助することにより、保護者などの経済的負担を軽減でき、教育機会の均等の保持を図れている。その中で、援助を必要とする人を取り残すことなく、確実に制度案内できるよう、広報やチラシはもとより、関係課と連携を図るなど、制度の周知を広く行っていただきたい。

教育相談事業

事業の概要

町内の小中学生、保護者、教員などに対して、非行や悩みを解消し集団生活に適応できるよう、相談、助言および不登校で悩む児童生徒などに対する個々の状態に応じた指導を行う。

外部評価委員会評価

より多くの人が相談しやすい環境づくりが進んでいることは評価する。教育相談事業だけにとどまらず、児童生徒の不登校の状況や背景を正確に把握し、関係機関などとの連携や問題解決を図るための支援が必要と考える。

社会体育推進事業

事業の概要

全年齢層の町内在住、在勤者に対して、スポーツの振興と心身の健全な発達、相互の親睦を図り、明るく住みよいまちづくりに寄与するために、町民大運動会、スポーツ教室、町民スポーツ大会、新春駅伝・ファミリージョギング大会、愛知駅伝参加、ニュースポーツの普及などを行う。

外部評価委員会評価

個人のニーズに合わせたスポーツを展開しつつ、やりたい時にできる環境を整えておくことが大切と考える。新たにニュースポーツのモルックを取り入れたところも評価できる。町民大運動会開催については、開催方法の検討と継続をお願いする。

*教育委員会の施策に関する点検・評価についての詳細は、町ホームページをご覧ください。

問合せ 学校教育課 庶務グループ(内線422) FAX63-5149



教育委員に佐野康晴さんが就任

伊藤秀雄委員（里区）の任期満了に伴い、佐野康晴さん（市場区）が4月1日付けで就任されました。任期は、4月1日から令和10年3月31日までの4年間です。

就任あいさつ

このたび、ご縁をいただき、教育委員の大役をお引き受けすることになりました。

昨年度、区長として地元の小中学校を久しぶりに訪れました。かつて教員として学校教育の現場を経験しましたが、しばらく離れている間に、教育を取り巻く情勢がずいぶん変わってきたことを感じました。

新型コロナ5類移行後の学校行事や学校生活のあり方、教員のなり手不足と働き方改革、部活動の地域移行・地域連携、ICT教育の進展に伴うメディアリテラシーとネット犯罪、地域で学校を支えるコミュニティ・スクールの導入など、学校教育が抱える新たな課題は、数多く多岐にわたっています。しかしながら、校内で出会った子どもたちの笑顔や元気な挨拶は昔のままで、ほっとさせられたのを覚えています。

子どもたちのこの笑顔や輝かしい未来を守るために、保護者や地域の皆さん、教員の皆さんなど学校教育に関わる皆さんとともに、微力ではありますが尽力したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

問合せ 学校教育課 庶務グループ(内線422) FAX63-5149



就任した佐野さん

毎月の無料相談

◎行政相談

と き 毎月第3水曜日（祝日除く） 午前10時～正午
ところ 役場1階相談室1
問合せ 総務課 法規グループ（内線353） FAX63-5139

◎人権相談

と き 毎月第1水曜日 午前9時～正午
ところ 役場1階相談室
問合せ 住民課 住民窓口グループ（内線122） FAX62-6555

◎消費生活相談

▶幸田町（電話相談可）

と き 毎週火曜日 午前10時～正午、午後1時～4時
*受付は午後3時30分まで
ところ 役場1階相談室
問合せ 企画政策課 政策グループ（内線331） FAX63-5139

▶愛知県消費生活総合センター（電話相談可）

と き ㊸～㊼ 午前9時～午後4時30分
㊽・㊾ 午前9時～午後4時
ところ・問合せ 愛知県消費生活総合センター ☎052-962-0999

◎多重債務相談（予約制）

と き 毎週火・木曜日 午後1時～4時
ところ・問合せ 愛知県消費生活総合センター ☎052-962-0999

◎司法書士法律困りごと相談（1週間前までに要予約）

と き 毎月第1・3水曜日 午後1時～4時
ところ 福祉サービスセンター
問合せ 幸田町社会福祉協議会 ☎62-7171 FAX62-7254

◎無料法律相談（予約制）

と き 毎月第2木曜日 午後1時～4時
*令和6年度の6月・9月・12月・3月は第2水曜日
ところ 役場3階301会議室ほか
問合せ 住民課 住民窓口グループ（内線121） FAX62-6555

◎税理士による税務相談（予約制）

と き 毎月第3木曜日 午後1時30分～2時15分、
午後2時30分～3時15分
ところ 役場1階相談室
問合せ 税務課 町民税グループ（内線161） FAX56-6218

◎国税に関する「電話相談センター」

と き ㊸～㊼（祝日、年末年始除く） 午前8時30分～午後5時
利用方法 ①岡崎税務署 ☎58-6511へ電話 ②自動音声→「1」
を押す ③自動音声→相談内容の番号を押す

◎税務相談（予約優先）

と き 毎週月・水・金曜日 午前10時～午後3時
ところ 岡崎信用金庫本店（岡崎市菅生町）
問合せ 東海税理士会 岡崎支部事務局 ☎25-6622

◎心配ごとお気軽相談（電話相談可）

と き 毎週水曜日 午前9時～正午
ところ 役場1階相談室
問合せ 福祉課 介護保険グループ（内線156） FAX56-6218

◎子どもの権利擁護委員会

と き ㊸～㊼（祝日除く） 午前8時30分～午後5時15分
問合せ こども課 児童育成グループ（内線133） FAX63-5334
メール kodomo-kenri@town.kota.lg.jp

◎ひとり親家庭相談（電話相談可）

と き 毎月第4木曜日
午前10時～午後4時
ところ 役場1階相談室
問合せ 福祉課 包括ケアグループ（内線155） FAX56-6218

◎こどもの相談

と き 毎月第2木曜日 午前10時～午後4時
ところ 役場1階相談室
問合せ 福祉課 包括ケアグループ（内線155） FAX56-6218

◎子育て相談（訪問相談可）

と き ㊸～㊼ 午前8時30分～午後5時
㊽ 午前8時30分～正午 *㊾は電話相談のみ（祝日除く）
ところ・問合せ 上六栗子育て支援センター ☎・FAX62-8333

◎教育相談

と き ㊸～㊼ 午前10時～午後6時
ところ ㊸ 多文化共生拠点施設相談室
㊹～㊼ 中央公民館教育相談室
問合せ ☎・FAX63-1188 メール k-soudan@siren.ocn.ne.jp

◎高齢者の相談（訪問相談可）

と き ㊸～㊼（祝日除く） 午前8時30分～午後5時15分
ところ ①北部地域包括支援センター ②中部地域包括支援センター
③南部地域包括支援センター
対象 ①坂崎・幸田学区在住者 ②中央・荻谷学区在住者
③豊坂・深溝学区在住者
問合せ ①☎62-5516 FAX62-5517 ②☎62-7331 FAX62-7254
③☎47-7370 FAX47-7371

◎認知症介護電話相談

と き ㊸～㊼（祝日除く） 午前10時～午後4時
問合せ 公益社団法人 認知症の人と家族の会・愛知県支部
☎0562-31-1911 FAX0562-33-7102

◎ゆるカフェ（若年性認知症・高次脳機能障害当事者の相談・交流会）

と き 毎月第1土曜日 午前10時～正午
ところ 就労継続支援B型事業所ひなた
問合せ 福祉課 包括ケアグループ（内線154） FAX56-6218

◎身体・知的・精神障がい者相談（訪問相談可・予約制）

と き ㊸～㊼（祝日除く） 午前8時30分～午後5時15分
ところ ①生活支援センターこうた ②相談支援事業所ひなた
③幸田町社協相談支援事務所
対象 ①北部中学校区在住者 ②幸田中学校区在住者
③南部中学校区在住者
相談員 相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士
問合せ ①☎63-1755 ②☎77-6900 ③☎62-7171

◎心の病気を抱える人の家族の相談

と き 毎月第3火曜日 午後1時30分～3時
ところ つどいの家1階 図書室
問合せ 福祉課 福祉グループ（内線151） FAX56-6218

◎憩いの場（心の病気のある人のデイケア）

と き 毎週火曜日 午後1時30分～4時
ところ つどいの家1階 会議室
問合せ 福祉課 福祉グループ（内線151） FAX56-6218

◎ひきこもり家族の集い

と き 毎月第3水曜日 午後5時30分～7時
ところ つどいの家1階 会議室
問合せ 幸田町基幹相談支援センター ☎63-1755 FAX63-1756

◎精神保健福祉（心の病、心の健康）相談

と き ㊸～㊼（祝日、年末年始除く） 午前9時～午後4時30分
ところ・問合せ 西尾保健所健康支援課
☎0563-56-5241 FAX0563-54-6791

◎こころの健康医師相談（2日前までに要予約）

と き 奇数月の第3木曜日 午後2時～4時
ところ 西尾保健所2階相談室
問合せ 西尾保健所 健康支援課 ☎0563-56-5241

◎愛知県よろず支援拠点出張相談（経営者向け）

と き 毎月第2火曜日（祝日除く） 午後2時～4時30分
ところ 役場1階相談室
問合せ 産業振興課 商工観光グループ（内線262） FAX63-5129

人口動態

2024.3.1現在

総人口 42,284人(前月比+24人)
 内 男21,501人 女20,783人
 世帯数 16,846世帯(前月比+14世帯)

2月
中の
主な
異動

出生 33人(男 18人／女 15人)
 死亡 30人(男 16人／女 14人)
 転入 144人(男 76人／女 68人)
 転出 125人(男 65人／女 60人)

戸籍異動

2月届出分(順不同・敬称略)

おめでとうございます

出生児	保護者	区
中山 幸弥【こうや】	理絵	大草
新谷 結桜【ゆら】	雄一	坂崎
小野 悠真【はるま】	裕太	大草
加藤 愛大【あいと】	智広	六栗
加藤 虹羽【にこ】	誠也	六栗
富永 冬凜【とうりん】	一弥	六栗
岡田 璃太【りた】	絢加	高力
吉見 玲那【れな】	圭史	鷺田
古布 一華【いちか】	春奈	六栗
加藤 圭悟【けいご】	三樹矢・礼子	坂崎
伊藤 蒼空【そら】	唯衣	高力
太田 彩陽【あさひ】	賢二	鷺田
杉田 颯麻【かざま】	雄平	芦谷
堀口 真白【ましろ】	弘樹	市場

おくやみ申し上げます

死亡者	年齢	世帯主	区
加藤 美恵子	100	加藤 勝義	須美
三浦 澄子	54	三浦 淳英	芦谷
廣野 光二	82	廣野 光二	上六栗
長嶋 キク	87	長嶋 六男	坂崎
一石 美つる	98	一石 美つる	坂崎
榊原 とし子	91	榊原 とし子	高力
小嶋 寛治	91	小嶋 利之	横落
黒柳 マサル	90	黒柳 昭吾	坂崎
長谷 伊久男	68	長谷 伊久男	桐山
吉澤 傳治郎	92	吉澤 傳治郎	岩堀
丸山 義明	94	丸山 義明	芦谷
番野 みよ	98	番野 みよ	岩堀
杉浦 稔章	93	杉浦 稔章	海谷
大須賀 定一	98	大須賀 照明	野場
大須賀 糸つ	89	大須賀 達夫	上六栗

* プライバシー保護のため、希望者のみ掲載しています。掲載希望の人は、届け出時に住民課にお申し出ください。

ケーブルTV 4月の番組案内
〈スマイル12チャンネル〉

①『テレビ回覧板WEEKLY』(15分)

幸田町、蒲郡市の地域ニュース。毎週土曜日更新
 (毎日9:00、12:00、15:00、17:00、19:00、22:00放送)

②『町の風景』(10分)

幸田町、蒲郡市の美しい風景をお届けします。

4月13日(土)～26日(金) 1週目 9:15、12:30、19:15放送
 2週目 12:15、18:00、22:15放送

③『マイ Home Town』(30分)

「私の町」をテーマにしたエリア内の情報番組。

4月13日(土)～26日(金) 1週目 9:30、19:30、22:30放送
 2週目 10:30、15:30、20:00放送

④『店ばな工房』(15分)

幸田町、蒲郡市にあるお店を紹介します。

4月20日(土)～5月3日(金) 1週目 9:15、12:30、19:15放送
 2週目 12:15、18:00、22:15放送

⑤『源流探訪～幸田の川～』(15分)

幸田町を流れる川の源流を辿ります。

4月20日(土)～5月3日(金) 1週目 9:30、19:30、22:30放送
 2週目 10:30、15:30、20:00放送

⑥『幸田町今昔写真EXPLORER』(15分)

お笑い芸人ツケマイ23号が幸田町を巡り古い写真を探します。

4月20日(土)～5月3日(金) 10:00、16:00、21:00放送

【特別番組】幸田町村合併70周年記念番組～オリジナルソングが完成～(仮)

今年、町村合併70周年を迎える幸田町。その記念としてオリジナルソングを制作することに。制作をするのは「ショッピングモールの歌姫」と称される半崎美子さん。番組ではなぜ半崎さんに制作を依頼したのかなど、歌が完成するまでを追いかけます。一体どんな歌に仕上がったのでしょうか。

4月6日(土)～30日(火) 1週目 9:30、2週目 15:30
 3週目 20:30、4週目 21:15放送

問合せ 三河湾ネットワーク株式会社 ☎0120-794934

今月の表紙

「三河湾を駆け抜けろ！」

今月の表紙は3月1日(金)から3月3日(日)に開催されたラリー三河湾の様子です。3月2日(土)には会場である深溝運動場に多くの人が観戦に来ていました。

当日は強風が吹き荒れていましたが、ラリーカーは強風をものともせず、大きなエンジン音と共に駆け抜け、観客を魅了していました。また、深溝運動場近辺には河津桜が開花しており、桜の木の間を駆け

別ショットの写真



抜けるラリーカーも見どころで、多くの人が懸命にカメラのシャッターを切っていました。会場にはキッチンカーが並び、JR三ヶ根駅近辺ではマルシェも開催され、多くの人で賑わう一日となりました。